

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

これまで、区では、平成26年度に子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」を一体とした「荒川区子ども・子育て支援計画」を策定、令和元年度には、さらに「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者育成支援計画」を含む総合的な計画とした「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定し、妊娠から出産、子育て、子どもの成長を通じて切れ目のない支援を行い、なかでも子どもと子育て家庭に対する支援、子ども・若者の健全育成、児童虐待の未然防止と児童相談所の設置運営、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援、母子保健、困難な状況に置かれた若者の支援などを推進してきました。

若者への支援に関しては、コロナ禍で影響を受けた若者の支援が喫緊の課題であるとして、令和4年12月に若者相談「わか」を開設し、令和5年には区議会においても若者を取り巻くさまざまな課題に対応していくための調査研究を行う「若者支援・健全育成調査特別委員会」が新たに設置されるなど、若者支援の機運が高まっています。

近年、少子化や核家族化、就労状況の多様化等のほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、家庭や地域社会において、コミュニティの希薄化、人と人との関わり方など、子育てを取り巻く環境に変化が生じ、子ども・若者やその家族が抱える課題は、複雑化しています。

国では、出産・子育てへの不安や孤独を抱える保護者の増加や児童虐待の増加など、困難な状況に置かれた子育て家庭が増加していることから、令和4年に児童福祉法を改正し、相談機能の強化や困難な状況に置かれた妊産婦等への支援の強化等を進めてきました。また、令和5年4月には、こども基本法を施行し、こども施策を総合的に推進する体制を整え、12月には「こども大綱」「こども未来戦略」を閣議決定し、「こどもまんなか社会」の推進に向けた取組を進めています。

若者についても、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、子ども期から若者期まで一貫して支援が受けられるよう法整備され、子どもと若者を取り巻く環境は大きな変化の時代を迎えています。

このような背景を踏まえ、妊娠から出産、子育て期を通じて切れ目のない支援を行い、さらに若者期まで一貫して支援が受けられ、これまで以上に子育て世代が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長し、若者期においても自分らしく生きることができる荒川区を目指すため、「荒川区子ども・若者総合計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

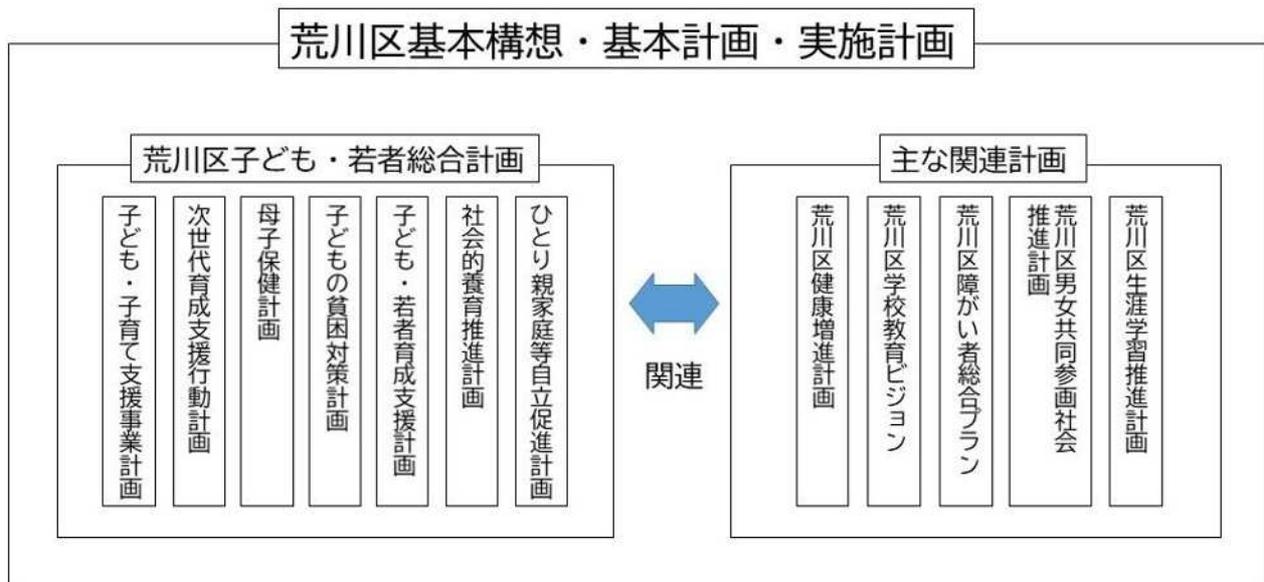
1 計画の位置づけ

「荒川区子ども・若者総合計画」は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画として策定しました。

	計画	根拠法等
1	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
2	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
3	母子保健計画	成育基本法・成育医療等基本方針
4	子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
5	子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法
6	社会的養育推進計画	児童福祉法・新しい社会的養育ビジョン
7	ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法

また、区の方向性を示す「荒川区基本構想」のほか、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を本計画の上位計画として調和を保った計画とし、さらに、荒川区の健康づくり施策の指針である「荒川区健康増進計画」や本区における教育振興計画として位置づけられている「荒川区学校教育ビジョン」など、関連する計画とも整合性ある計画として策定します。

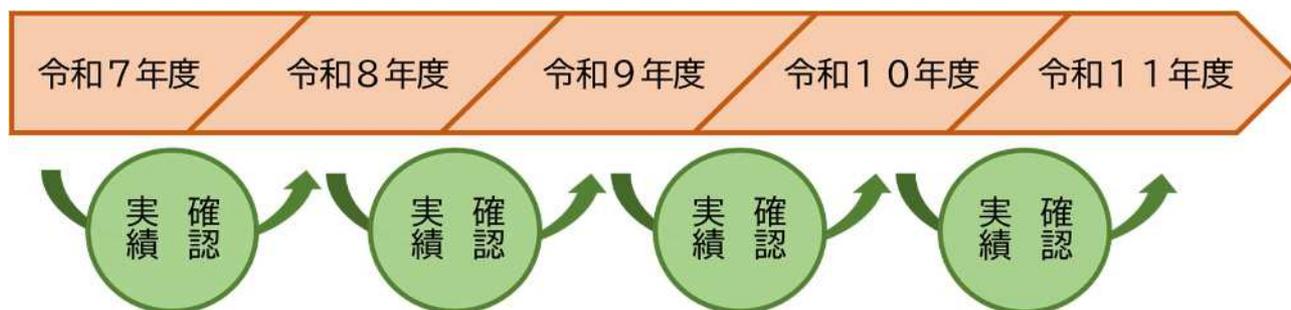
2 他の計画との関連



第3節 計画期間・計画の対象・計画の策定体制等

1 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画と実績にかい離がある場合は、必要に応じて中間見直しを行い、計画を修正する場合があります。



2 計画の対象

本計画の対象は、子ども(0歳から概ね18歳まで)および若者(概ね16歳から39歳まで)とその家族とします。



3 計画の策定体制等

「荒川区子ども・若者総合計画」の策定にあたっては、庁内関係部署で構成する「荒川区子ども・若者総合計画検討委員会」を設置して検討するとともに、子どもの保護者や学識経験者などで構成された区長の附属機関である「荒川区子ども・子育て会議」の意見を聴きました。

また、本計画に内包している「社会的養育推進計画」については、大学教授、医師、弁護士等の学識経験者などで構成された区長の附属機関である「荒川区児童福祉審議会」の意見を聴きました。